

2027 年度体験希望者

秋学期にSA・留学/休学等の学生対象

< 介護等体験ガイダンス >

(Hoppii Web 掲示板にて実施)

< ガイダンス資料を読んだら >

介護等体験にエントリーしたい方は、[プレ登録フォーム](#) から登録

※大学 Google アカウント(@stu.hosei.ac.jp)へのログインが必要です。

プレ登録を大学が確認し次第、皆さんに資料を郵送します。

専用フォームでのプレ登録提出締切

6 月 19 日 (金) 16:00

- ※ 締切以降はフォームの受付を停止します。過ぎたものは一切受け付けません。
- ※ 登録フォームには500字のレポートがあります。 余裕を持って行動してください。

法政大学 教職・資格担当

介護等体験のおおまかな流れ

介護等体験ガイダンスを受ける（6月または11月）

*6月のガイダンスは、留学・休学により11月不在となる市ヶ谷キャンパス生のみ対象。

この資料をよく読み、介護等体験に
申し込むかどうかをよく考える

申込みを迷っている

介護等体験に申し込む意志が固い

プレ登録期間：11月9日(月)～20(金) ※11月ガイダンス出席者

指定期間に専用フォームからプレ登録

*（市ヶ谷のみ）6月ガイダンス参加者は6月12日(金)16時までに

案内書類を受け取る（12月頃）

※Web掲示板で要確認

再度 介護等体験の手引きをよく読み、体験への準備と心構えがしっかりできているか、よく考える

責任をもって介護等体験に参加できる

事前学習や日程調整の自信がない

翌年度以降
再考する



注意！ここから先に進んだら、休退学・病気以外の辞退や日程変更はできません。

次年度介護等体験の本申込みをする（1月）

- ・はしか抗体検査
- ・体験費振込
- ・申請書・誓約書 等を提出

介護等体験の準備と実施

- ・文献・インターネット等で、特別支援学校や社会福祉施設について理解を深める
- ・介護等体験事前指導(3月)
- ・健康診断(4月)
- ・細菌検査(体験前に配付される連絡票を参照)
- ・各種オリエンテーション・各種証明書準備等(体験前に配付される連絡票を参照)
- ・介護等体験2日間実施(特別支援学校 指定日)
- ・介護等体験5日間実施(社会福祉施設 指定日)

介護等体験後10日以内

「介護等体験の手引き」の「様式2」「様式3」「様式4」「様式5」および
「証明書コピー(特別支援学校)」「証明書コピー(社会福祉施設)」を提出

介護等体験証明書(原本)を保存し、4年次の教員免許一括申請時に提出

Ⅰ 「介護等体験」で何を学ぶのか

——介護等体験の目的、手続き、心構え——

1 介護等体験の目的

介護等体験とは何を目的にしているのでしょうか。「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（介護等体験法）」の第1条に、「この法律は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校または中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障がい者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずる」とあります。つまり、「障がい者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験」によって、教員としての資質を向上させることが目的です。

小・中学校教育での教師の仕事は、子ども・生徒に働きかけることを通して、その発達を援助し、人格的自立を促すことにあります。そのためには深い子ども理解、人間理解が必要です。子どもは、未だ発達途上にある者として、多くの未熟さや未発達の力量を抱えて日々を生きています。希望に胸ふくらませつつ日々を生きる存在であると共に、未来への不安や恐れを抱き、立ち止まり、自己を閉ざすこともしばしばあります。教師は、そういう子どもの心を深く捉え、理解し、励ましていくために、多くの人々、取り分けて障がいを持ったり、困難を背負わされたりして生きている人々との交流とコミュニケーションの経験を多く積むことが必要です。

この趣旨は、だれも否定することは出来ないでしょう。しかし長い間制度として「介護等体験」があったわけではありません。それが、1999年度から制度化され、教員免許取得の要件となったことの意味について、次のような点を理解しておく必要があります。

第一には、近年、取り分けて社会的弱者が、その障がいなどを理由に社会的に隔離されるのではなく、一般の健常者と同じように、地域社会に参加し、人間として豊かなコミュニケーションと交流のなかで生きることが重要だと考えられるようになってきており、そこから人間が生きるとはどのようなことかについての新しい共通理解が広まりつつあるという社会の変化が進行していることです。

第二に、学校教育においても、障がい者が普通クラスの一員として、健常者の子どもと一緒に学習し生活する方向へと変化し始めており、障がい者と共に生きるという状態は、学校の日常へと変化しつつあります。特に2007年4月より「特別支援教育」が始まり、多くの軽度発達障がいを持った子どもが普通学級に通うようになりました。そういうなかで生まれる障がい児に対する教育と指導の課題に応える知識や方法を、全ての教師が身につけておくことが必要になってきていることがあります。

第三に、高齢化社会が進行し、そのことからまた社会の構造や質が変化しつつあります。高齢者は多くが社会的弱者としての困難を背負っており、また死という人間にとって避けがたい運命とも向かい合いつつ生きている人々です。社会がこれらの人々の生きる意味や喜びを実現できるかどうかは、その社会の基本性格を決定するほどの意味を持っています。そういう課題を共に引き受けることにおいて、教育の仕事はより一層深く温かいものになるでしょう。

「介護等体験」の制度は、率直に言って、大きな矛盾を抱えています。大量の教員免許取得希望者

を受け入れる条件が、介護の現場にあるのかどうか、また非常に短い期間だけ、入れ替わり立ち替わり訪れる「体験」者が、多くの困難を抱えて、心のこもったコミュニケーションを必要とする場で、何らかの積極的な援助や介護を手助け出来る条件があるのかどうか、大いに問題とされるべきでしょう。しかし制度は出発しました。この「体験」なしでは中学校等の教員免許が取得できないように制度化されました。

このような中で、「体験」者となる学生の皆さんが、この短い「介護等体験」の期間を、実りあるものとするために、多くの準備をし、また努力をされることを望みます。

なお、そのためには、各自が介護のあり方や障がい者、介護老人に関する「実践記録」や「介護記録」などを学習しておくことが必要です。「介護等体験の手引き」巻末に文献を紹介しますので、是非読んでください。

2 介護等体験の概要

介護等体験は、中学校の教員免許状を取得したいという意思のある方を対象とします。特別支援学校で2日間、社会福祉施設で5日間の計7日間の体験となります（これ以外に別途事前オリエンテーションなどに参加する場合があります）。

特別支援学校とは、「視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的」とする学校です（学校教育法第72条）。体験内容は、授業の補助や児童・生徒とのふれあい、学校行事への参加などです。みなさんは、東京都内のいずれかの特別支援学校で体験することになります。ご自身が体験場所を決定することはできません。

社会福祉施設とは、老人ホームや老人デイサービスセンター、児童養護施設等です。体験内容は、施設の種類によって異なりますが、高齢者や障がい者の歯磨きや食事などの身の回りの援助、食事の配膳や後片付け、掃除、話し相手などです。みなさんは、現住所の自治体にあるいずれかの社会福祉施設で体験することになります（帰省先ではありません）。ご自身が体験場所を指定することはできません。

3 準備と心構え

介護等体験に当たって、次のような心構えを持って臨む必要があります。

第一に、介護等体験で参加させていただく現場は、障がいや病気などがかかえた子どもや大人がより良く生きようとして日々生活し、学び、あるいは困難と格闘している場に他なりません。そういう場に介護等体験に参加させていただくわけですから、本当に誠実に、かつ真剣に臨むことが必要です。

「体験」者は、介護についての本格的な知識や訓練を受けていない学生ですから、どうすればよいかなかなかわからない面もあるに違いありません。しかしその場その場で、指示されたこと、期待されることに対して最大限の努力と誠実な対応を心がけることによって、多くのことを学ぶことも出来ます。そういう姿勢が、まず何より大切です。

第二に、常識とも言えることですが、介護のためにそこに参加するのですから、それに相応しい準備と振る舞いをすることが求められています。たとえば、携帯電話がかかってきたらその場を離れて電話で話をするというようなことは、許されないと心得ておく必要があります。人の命や安全に関わる仕事の最中に、自分の都合で勝手な行動をすることは許されません。また介護のためには、動きやすい服装をしていく必要があります。上履きが必要だと指示されていたら、動きやすく床などを傷つけないものを準備していく必要があります。いったい何をしに来たのかと疑われるようなことでは、現場に大変な迷惑をかけてしまいます。事前の説明や指示にきちんと対処、対応することが必要です。

第三に、社会福祉施設での体験と特別支援学校での体験では異なる面がありますが、共に、共感と温かい支援のコミュニケーションを取ることが非常に大きな課題ともなり、またこの「体験」の質を決めることにもなります。もちろん闇雲に話しかければよいというものではありませんが、その場の状況や相手の状況に応じて、自分の方からコミュニケーションを取ってみる努力をすることが求められます。施設の職員の方や学校の先生方のアドバイスを受けつつ、誠意を持ってコミュニケーションを取ろうとする姿勢を常に持って臨むことが必要です。

第四に、介護や教育の場は、人間がさまざまな課題や困難と格闘しつつ、人間的に生きようと、その個別の一人一人の課題に沿いつつ援助を行う場です。したがって個人のプライバシーに触れる局面が多くあります。そういう援助や指導は、深い人間的な信頼関係の上ではじめて成り立つ側面があります。そういう生活の場に、面識のない「体験者」(=学生)が来て、短期間、しかも入れ替わり立ち替わり入り込んでくるわけですから、どうしても施設の利用者にとっては、迷惑だと感じる面が出て来ることが考えられます。そのことを自覚した上で、誠心誠意、そういう人たちの要望に応えようとすることで、こういう学生さんと出会えて良かったと考えてもらえるような出会いも生まれてくると思います。プライバシーを大事に、そしてまた施設利用者の願いに応えようとする姿勢が、何よりも大切です。

第五に、施設などの実態は必ずしも十分なものではありません。施設の職員の方々は、そういう不十分さのなかで、それでもより良い方法をどうやって実現するかと日々努力されているのが現状です。しかしそれでも、もっとこうした方がよいのではないか、などの考えを持つことがあります。それは重要なことです。ただ漫然と「体験」をするのではなく、施設や学校がより良くあるにはどうすればよいのかを考えることも重要な学習課題です。特別養護老人ホームで生活している老人の方々がどのような生きがいを持っているのか、施設がそれに応えるものになっているのか、というような課題は、これから本格的に解決していく大きな課題です。そういう問題を、設備や制度の問題、職員の労働条件の問題、施設内の人間の協同のあり方などに分けしつつ、考えてみるという姿勢が必要です。そして現場の職員の方々がどういう要求や課題意識を持っているかも学んでほしいものです。施設や学校の先生に信頼していただける関係をつくりつつ、そういう問題も率直に疑問として出していけるようになると、さらによりよい体験となるでしょう。

第六に、当然のことではありますが、障がいや病気などを持って大きな困難と格闘している人たちへの偏見や差別を自分の態度や認識の中から克服することが必要です。もし偏見や差別の目を持って介護等体験に参加することがあれば、多くの人々を傷つけ、障がい者を励まそうとする施設や関係者の努力を踏みにじり、また自らもこの体験から何も獲得できなくなってしまうでしょう。そういう点で、自らのふるまいや言動にはしっかりと責任を持たねばなりません。

4 高齢者や障がい者と共に生きる社会への努力を

介護等体験の経験をしっかり総括することが必要です。そのためには、実習内容やその日の体験、それへの感想などを、その日の内に記録し、じっくりと反省的に考えてみる必要があります。

それと同時に、この体験は、単に教職に就く条件として行うに止まらず、これから日本社会で生きていく上で、必要な知識や経験として活かしていきたいものです。この体験を経ることで、街で出会った障がい者にごく自然な援助を申し出ることができるようになるなどの変化が生まれれば、そこにも体験の意義があったといえるでしょう。また自分の住んでいる地域にも、障がい者の施設や特別養護老人ホームなどがあると思われませんが、そのようなところへボランティアで参加するような形で、障がい者との交流を継続していく契機となれば、「介護等体験」の意義はより大きくなります。障がいを持った人や高齢で困難を抱えている人たちとの日常的な接触が生まれ、それが地域の日常になる社会が、ノーマライゼーションとして目標とされ、またバリアフリーの社会として目指されているのです。その中で、まずはひとりひとりの心と姿勢の側から、これらの人々と日々ふれあいつつ共に生きる共生社会を切り開いていきたいものです。「介護等体験」が、そういった生活スタイルへの一つの入口となるようにしていきたいものです。

5 介護等体験実施のシステム・期間

法政大学が体験希望者を取りまとめ、特別支援学校に関しては東京都教育委員会、社会福祉施設については都道府県社会福祉協議会に申込みをします。体験希望者個人が特別支援学校や社会福祉施設に直接介護等体験を申し込むことはできません。

介護等体験の期間は特別支援学校で2日間、社会福祉施設で5日間の体験です。2日間と5日間の時期は離れていることが多く、体験者によって異なります。ご自身が体験日を指定することはできず、特別支援学校と社会福祉施設が指定する日時に体験することになります。

なお、春・秋学期の大学定期試験期間、大学窓口の一齐休業期間、教育実習期間以外は、授業期間や夏休み期間、平日・休日に関わらず、体験日程になる可能性があります。法政大学には、介護等体験に伴う公欠制度はありませんので、授業は欠席することになりますが、7(6)①(C)に記載してあるとおり、体験前に教員にその旨を伝えておいてください。

6 介護等体験の日程変更及び辞退

申込み後は、体験の辞退や指定された体験日の変更はできません。また、早退や遅刻も認められません。受入先である特別支援学校や社会福祉施設にご迷惑が掛かるからです。

ただし、やむを得ない事情がある場合のみ、日程変更及び辞退の相談を受け付けます。やむを得ない事情とは、退学、休学、病気・怪我などです。その際は、事情を証明できる書類（医師の診断書など第三者による証明書類）と所定の書類を大学に提出することになります。やむを得ない事情が発生した方は、速やかに、市ヶ谷キャンパス生は教職・資格担当（大内山校舎1階）、多摩と小金井キャンパス生は各学部窓口にご相談してください。これらの相談を特別支援学校、社会福祉施設に直接連絡する

ことは禁じられています。なお、進路変更、就職活動、アルバイト、留学、サークル・部活動、旅行などの理由では、日程変更及び辞退を認めることはできません。

7 介護等体験の流れ

(1) プレ登録

ガイダンス資料を熟読のうえ、専用フォームに回答することでプレ登録完了とします。本資料をよく読み、必ず期間内に登録してください。

【申込み前の確認事項】

▼自分で体験日や場所は指定できない、▼指定された体験日と場所を変更できない、▼申込み後は体験を辞退できない など厳しい制約があります。そのため、教員免許状取得について現段階で迷っている方は、熟考して、（今回は登録せず）再来年度以降に体験を行うことをお勧めします

(2) 体験費振込みと申込書・誓約書提出

介護等体験費（13,000円）を大学が指定する期間（1月を予定）に納入していただきます。その際、介護等体験に係る「申込書」「誓約書」「各県別申込書」（社会福祉施設5日間の体験申込みで、都県が東京・神奈川以外の希望者のみ）を併せて提出してください。これらの書類は、大学が事前にみなさんにお送りする予定です。なお、一旦納入された体験費は返金しません。

(3) はしかの抗体検査受検と健康診断受診

大学より事前にみなさんにお渡しする通知文書に基づき、麻疹の抗体検査（免疫の有無の確認）を必ず受けてください。例年、学内では1月に抗体検査を行っています。この時、母子手帳が必要になりますので、早めに用意しておくようお願いします。詳細は後日お送りする資料に記載します。

体験年度の4月に行われる学内健康診断は必ず受診してください。体験にあたり、健康診断書の取得が必要です。また、体験先からの要請により、大学での健康診断に加えて、別途医療機関・保健所等での健康診断受診を要する場合があります。その場合、費用は自己負担となります。

(4) 介護等体験事前指導の受講

実習前年度3月頃に介護等体験事前指導を行います。講師による講義や、事務手続きの説明があります。介護等体験の一環ですので、必ず受講してください。日程や場所等の詳細は、WEB掲示板でお知らせします。

(5) 保険の加入

体験中の万一の事故に備えて、みなさんには賠償責任保険（Bコース）に加入していただきます。今後配付予定の「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」に保険の概要が記載されています。加入手続きは大学が行いますので、ご自身での加入作業は不要です。

万一、体験中に他の方に怪我を負わせたり他の方の所有物を壊したりしてしまった場合、また、ご

自身が怪我をしてしまった場合、大学に速やかに連絡してください。なお、ご自身の所持品が壊れた場合は、保険の適用外です。

(6)体験について

①体験先・体験日発表から事前準備

- (a)体験先・体験日が決定次第、順次 WEB 掲示板等で案内します。そのため、申込後は定期的に WEB 掲示板を確認してください。ご自身の体験予定を確認できたら、案内に従って、体験の詳細が記載された資料を受け取ってください。
- (b)その資料に基づいて、各自、速やかに準備を進めてください。事前準備（健康診断・細菌検査証明書の提出や自己紹介書の提出、体験場所への事前電話連絡、事前オリエンテーションの出席など）を求められる場合が多いです。事前準備を怠った場合、体験中止となる場合があります。
- (c)体験の日程と授業が重なった場合、体験前までに授業の担当教員に事情を説明し、欠席の了承を得ておいてください。教員から体験の証明書の提出を求められた場合、体験終了後、「介護等体験における授業の欠席について」(様式 6) に証明書のコピーを貼付して、教員に提出してください。

②体験の実施

- (a)体験当日、万一、病気や電車遅延等のやむを得ない事情で休んだり遅刻したりせざるを得ない場合は、集合時間までに体験先の担当者と大学に連絡し、指示を受けてください。無断欠席・遅刻・早退の場合、体験中止となります。
- (b)体験前や体験期間中は、体調管理を徹底してください。発熱等による体調不良の場合は、速やかに医療機関で受診し、診断書を取得してください。
- (c)体験期間中は学生証を携帯してください。
- (d)「証明書」を体験先に持参してください。予め「証明書」裏面の記入見本を参考に、「記」より上の【学生記入欄】を黒ボールペンで記入しておいてください。体験期間中（事前事後の場合もあり）、体験場所の担当者に証明書を渡し、裏面に記入見本があることを伝えた上で、「記」から下の【施設・学校記入押印欄】に記入・押印していただき、返却を受けてください。証明書は、教員免許状申請時に必要となりますので、厳重に保管してください。万一紛失した場合、体験終了の事実を証明できないため、中学校の教員免許状を申請・取得できない場合があります。
- (e)介護等体験ガイダンス後に皆さんにお渡しする冊子『介護等体験の手引き』は、体験期間中毎日持参し、様式 4 に記録をしてください。記録後、体験先の担当者に様式 4 をお渡しし、「助言・指導」欄への記入をお願いしてください。「助言・指導」欄は、確認印（又はサイン）のみでも構いません。その後、様式 4 の返却を受けてください。
- (f)体験中の服装や持ち物は、体験の詳細を記載した通知書に従ってください。マニキュアや長い爪、ピアスや指輪、ネックレス、ブローチ等の装飾品は避けてください。

③体験後の作業

- (a)5 日間の体験終了後 10 日以内に（※ 1）、記入を済ませた様式 3 及び様式 4、証明書のコピー（※ 2）を大学（※ 3）に提出してください。後日、大学が体験場所に評価票を送付します。

(b) 2日間の体験終了後10日以内に(※1)、記入を済ませた様式2、証明書のコピー(※2)を大学(※3)に提出してください。

(c) 2日間、5日間の双方の体験終了後10日以内に(※1)、様式5を記入し、大学(※3)に提出してください。

※1: 体験が夏休み・冬休み(春休みは除く)の場合は、休暇終了後に大学に提出してください。春休みは通常通り10日以内に提出して下さい。

※2: コピーは、印影に欠けがなく、はっきり読み取れるようにしてください。証明書は体験前に配付します。

※3: 市ヶ谷キャンパス生は教職・資格担当、多摩・小金井キャンパス生は各学部窓口です。

(d) 証明書の本書は、中学校の教員免許状を申請する際に必要な書類です。そのため、大切に保管してください。大学卒業後も紛失しないようにしてください。紛失した場合、中学校の教員免許状を申請するには再度体験を行わなくてはなりません。

(7) よくある質問〔Q&A〕

【申込前】

①Q: 来年度の秋学期に留学を予定しているのですが、春学期中に体験を終えることはできますか。

A: そもそも介護等体験は、年間を通して在学の方(留学・休学をしていない方)のみ申し込みができます。

②Q: 教員を目指しているのですが、中学免許も必要でしょうか。

A: 自治体によっては中高両方の免許を取得見込みであることが教員採用試験の受験資格となることがあるため、両方の取得をおすすめします。ご自身が受験する自治体や私立学校の受験資格を調べてご判断ください。

③Q: いつまでなら申込キャンセルできますか。

A: 本申し込み(1月頃)前でしたら、キャンセルは自由です。

【申込後】

④Q: 体験日程はいつ頃わかりますか。

A: 例年は5月中旬～7月頃に体験日程・体験先が決定することが多いです。

⑤Q: 体験日程と用事が重なってしまいましたが、変更してもらえますか。

A: 本申込後の日程変更・辞退はできません。それを踏まえて申し込みを熟考してください。

⑥Q: 体験期間中も夜はアルバイトをしていいですか。

A: 常識の範囲内で考えていただき、健康管理に万全を期して体験に臨むようにしてください。

⑦Q: 髪の毛を黒くすると聞いたのですが、本当に黒くしなくてはいけないのですか。

A: 髪色は自然な色（地毛もしくは地毛に近い色）にしてください。身だしなみは就職活動と同様に考えてください。

⑧Q:体験時の服装が普段着となっていますが、どのような格好でしょうか。

A: 5日間の体験は、体験先に相談してください。2日間の体験は、大学に相談してください。

⑨Q: 5日間の体験で、施設で出る食事を食べてくださいと指定があったのですが、施設の食事ではなく持ち込みの食事を食べることは可能ですか。

A: 食事も体験の一部ですので、原則施設の指示に従ってください。ただし、アレルギー等の事情がある場合は体験先に相談してください。

⑩Q:体験当日に発熱してしまいました。どうすればいいですか。

A: 体験先と大学に連絡のうえ、必ず病院に行き、診断書を貰ってください。その後、診断書と印鑑を持って大学に来てください。

＜介護等体験プレ登録 入力例＞

■プレ登録フォーム

こちらのリンクからアクセスしてください→[プレ登録フォーム](#)

■ 以下の注意に従って入力してください。

①本人情報

学部・学科・学年・氏名（フリガナ）（全角）・学生証番号（半角）、正確に記入してください。

②現住所等

介護等体験のうち、5日間の体験（社会福祉施設）は現住所（住民票地ではなく、現在お住まいの住所）の都道府県での体験となります。やむを得ない理由で現住所以外の都道府県での申込みを希望する場合は、大学にご相談ください。申込み後に転居する方は、転居予定を記入してください。

③電話番号・Eメールアドレス

緊急に連絡をすることがありますので、必ず連絡のつくメールアドレスを記入してください。あわせて、大学からのメールを受け取れる設定にしてください。

④体験年度の学籍

体験を希望する年度の学籍にチェックしてください。記入日時点の学籍ではありません。

⑤体験年度の教育実習予定

体験年度に教育実習が予定されている場合、内諾をいただいている実習期間を記入してください。正確な日にちが不明の場合、「〇～〇月」「〇月下旬～〇月上旬」というような書き方でも構いません。

⑥過去の介護等体験

申込み年度までに、すでに「特別支援学校」または「社会福祉施設」のいずれかで介護等体験を終えている方は、その旨を記入してください。※自身のボランティア体験を記入するところではありません

⑦特別支援学校（2日間体験）について

介護等体験のうち、2日間の体験（特別支援学校）は東京都内の公立学校で体験させていただくことになっています。特定の学校を希望したい場合はリストより選択してください。ただし、体験する学校は東京都により決定されるため、希望した学校で必ず体験できるとは限りません。

⑧本申込書・誓約書の提出

プレ登録をした方には、12月頃に本申込書・誓約書などをお送りします。留学をする方は帰国後に記入・押印を済ませ、大学に提出いただきます。提出可能な日程を入力してください。

⑨レポート

500字以上600字未満で介護等体験に行く目的および介護等体験で学びたいことを記入してください。予めメモ帳やWordなどで作成した上で貼り付けることをおすすめします。

不明な点は教職・資格担当にお問い合わせください。

教職課程センター(富士見坂校舎3階)

の利用について

開室曜日 月曜日～金曜日 ※不在の場合は掲示します。

開室時間 9:30～17:30

教職相談指導実施日/火～金 9:00～16:50

📎 教職相談指導の実施 ※事前申込みを優先します。

教職経験者の教職相談指導員が相談・指導を行います。

＜相談内容＞ 就職/進路相談(公立・私立)
教員採用試験対策(面接・論文・模擬授業対策)
模擬授業実習(教育実習事前指導)
教育実習指導案作成 など

＜申込方法＞ 教職課程センターに来室・メール・電話

📎 教職関連の書籍/DVD/ビデオの貸出・閲覧

※一部貸出不可の書籍があります。学生証を持参してください。

中学校・高校 教科書/指導書
教員採用試験雑誌「教員養成セミナー」/「教職課程」
教員採用試験問題集/参考書
教育関係書籍
教職関係ビデオ/DVD など

📎 小・中・高校での学習支援ボランティア
(学生ボランティア)情報の提供

📎 学習スペースとしても利用できます。

富士見坂校舎 3階

教職課程センター



元教員の相談受付

- ・教員を目指すか迷う…
- ・教員ってどんな仕事？

学習

- ・教員採用試験対策講座
- ・教職関連図書の貸出

情報提供

- ・全国の学校からの教員募集
- ・学校での学習ボランティア



お気軽にお立ち寄りください。



大内山校舎1階

教育実習・介護等体験・教員免許状
一括申請

- ・申込の時期や書類提出について
- ・実習の前提条件について不明点がある等



教職・資格担当窓口

教職課程表・履修相談

- ・教職科目の履修方法が知りたい
- ・年間で何単位まで履修可能か 等



所属学部窓口



教員になる決意をしている方は、採用試験対策はお早めに。
教職課程センターを積極的に活用しましょう！

裏面に教職課程センターの利用案内を掲載しています。